

公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第1回）

日 時：平成 17 年 5 月 23 日（月）16:00～18:00

場 所：砂防会館 別館シエ-パ ッル・ホ - 3F 六甲

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 国土技術政策総合研究所挨拶
- 3 委員紹介
- 4 委員長挨拶
- 5 議 事
 - (1) 総合評価方式の適用拡大の方向性について
 - (2) 今後の予定について
- 6 その他
- 7 閉 会

総合評価方式の適用拡大の方向性

(論点の整理)

1. 高度な技術や優れた工夫を必要とする大規模な工事においては、現行の総合評価方式において技術提案を募ることにより、工事の品質確保上一定の効果を挙げている。
2. 一方、現行の総合評価方式の対象としない、中小規模等の工事についても、工事の品質確保を図るためには、業者選定において価格と技術力を総合的に評価する方式を適用することが重要。
3. 現行の総合評価方式は工事の品質向上に有効と考えられるが、この方式を中小規模等の工事に適用することは容易でない。
 - ・現行の総合評価方式では、事務手続きや技術提案の審査に係わる発注者側の労力、技術提案に係わる入札者側の労力が大きいこと、評価方法等が必ずしも容易でないこと等から、中小規模等の工事に適用拡大した場合に、対応ができない恐れがある。
 - ・高度な技術や優れた工夫を要しない工事については、そもそも技術提案の余地が少なく、工事の品質確保においては工事全般に係わる一般的な技術力や工夫を評価することが適当と考えられる。
4. このため、高度な技術や優れた工夫を要しない中小規模等の工事については、民間事業者の技術力を適切に評価し、業者選定に反映させる新たな総合評価方式が必要。

5．総合評価方式の適用拡大に向けての考え方

(1) 本方式の目的

中小規模等の工事において、個々の工事特性に応じた技術力を評価し、落札者決定に反映させることにより、工事の品質確保と民間事業者の技術力競争の環境整備を図る。

(2) 総合評価方式の適用対象（図1参照）

高度な技術や優れた工夫に係わる技術提案を要しないが、工事に必要な施工方法に係わる知識や一般的な技術力、工夫等を評価することにより、工事の品質確保上の相当な効果が期待できる工事。

高度な技術や優れた技術的工夫等を要するもので技術提案を求めることが効果的であるものについては、中小規模の工事も含めて現行の総合評価方式を適用。

参考) 米国連邦政府：発注額の48%（新設では53%）に適用（2001年）
ドイツ：基本的に全ての工事

(3) 民間事業者の技術力評価項目のあり方

1) 評価項目の要件（案）

民間事業者が工事特性や現場特性に応じて当該工事を良好に行う技術力を保持しているか評価できる。

評価資料の作成や評価が多大な労力とならない。

評価に当たっての透明性、アカウントビリティを確保できる。

2) 評価項目（案）

工事特性に応じて、以下の～を組み合わせる評価を行う。

技術審査（競争参加資格）及び指名基準に基づく項目

技術者の素養（工事責任者のヒアリング）

工事全般の施工方法等に係わる一般的知識（施工計画）

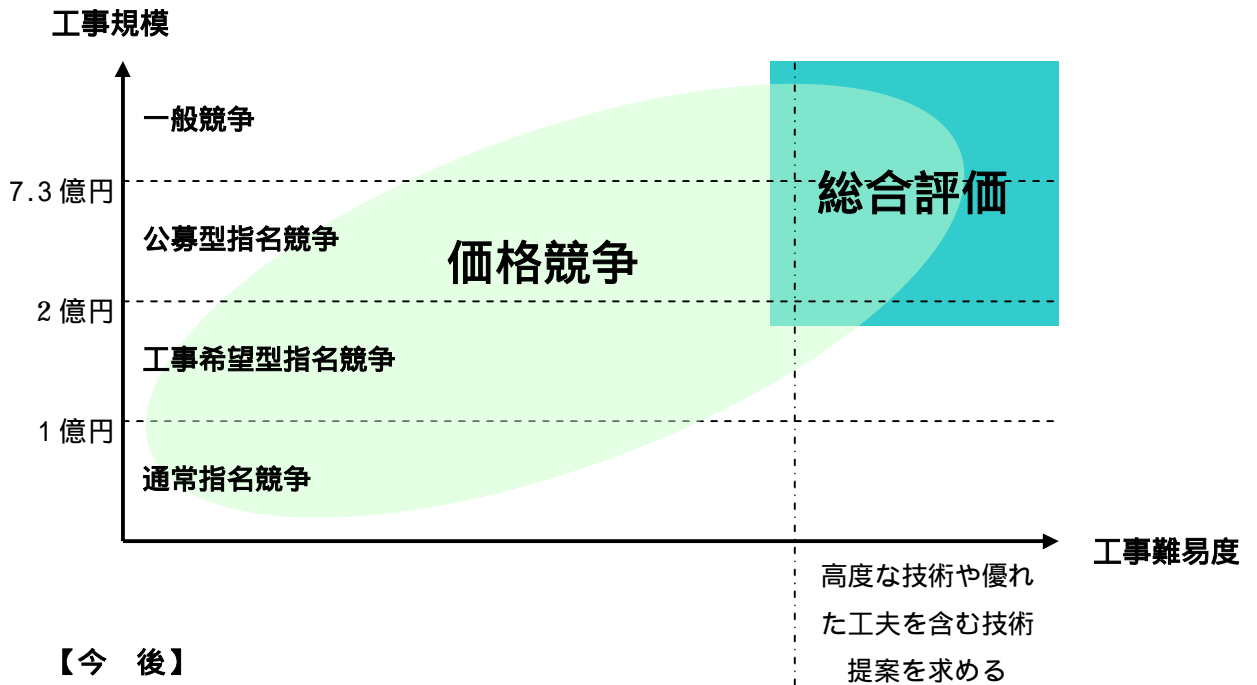
工事全般に係わる施工上の工夫（施工計画）

技術提案

3) 評価項目の比較 (図2 参照)

評価項目	具体的な内容	現在の利用状況	長 所	短 所	備 考
技術審査 (競争参加資格) 及び指名基準に基づく項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営事項評価点数 ・ 同種・類似工事の施工実績 ・ 配置予定技術者の資格及び経験 ・ 工事成績 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争参加資格の確認に利用 (一般競争) ・ 指名業者選定時の評価項目として利用 (指名競争) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者・受注者ともに、資料作成や評価に係わる労力は少ない。 ・ 評価基準は客観的で明確。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の工事における工夫等が考慮されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都施工能力審査型で採用
技術者の素養 (工事責任者のヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の理解度 ・ 工事への熱意 ・ 地域への思い入れ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術者の素養を直接評価できる。 ・ 資料作成や評価に係わる労力は比較的少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価基準の設定が必要。 	
工事全般の施工方法等に係わる一般的知識 (施工計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工方法等に係わる所見例) 仮設備計画 ・ 本体工事施工計画 ・ 安全対策 ・ 環境対策 ・ 機械設備計画 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画審査タイプ (一般競争及び公募型) において技術的所見を審査 ・ 入札時 V E 方式 (一般競争及び公募型) において施工方法 (標準案) を審査 ・ 契約後に詳細の施工計画書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事全般の施工方法に係わる知識、技術力を評価できる。 ・ 資料作成や評価に係わる労力は比較的少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価基準の設定が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国等海外の多くの国で採用
工事全般に係わる施工上の工夫 (施工計画)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の工事における技術力、工夫等を評価できる。 ・ 資料作成や評価に係わる労力は比較的少ない。 		
技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的なコスト ・ 工事目的物の性能、機能 ・ 社会的要請に関する事項例) 環境の維持 ・ 交通の確保 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価方式において、発注者の指定した項目について加算点を算出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の工事における高度な技術、優れた工夫を評価できる。 ・ 評価については、客観的でないものも含まれるが、実績はかなりある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定項目以外の技術力が評価されない。 ・ 中小規模等の工事では、労力が大きい一方で、技術提案の余地が少なく、差がつきにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小規模等の工事に適用するには、評価項目、評価方法の改善が必要

【現 状】



【今 後】

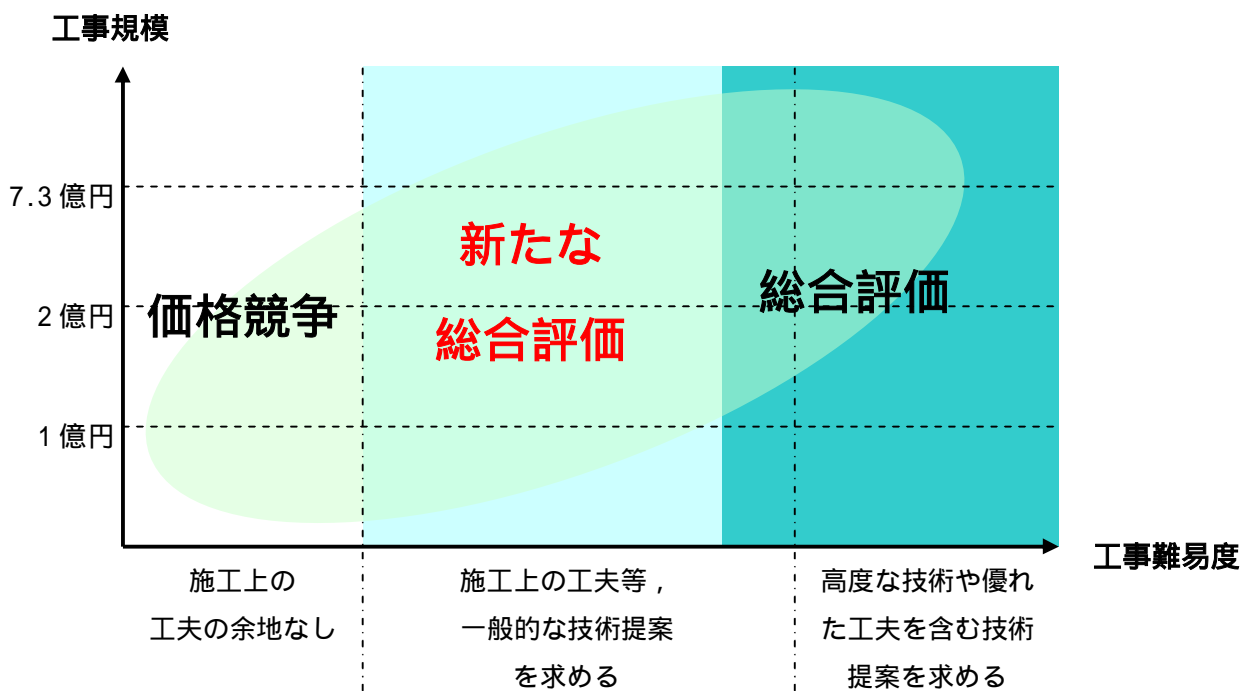


図 1 対象とする公共工事の範囲

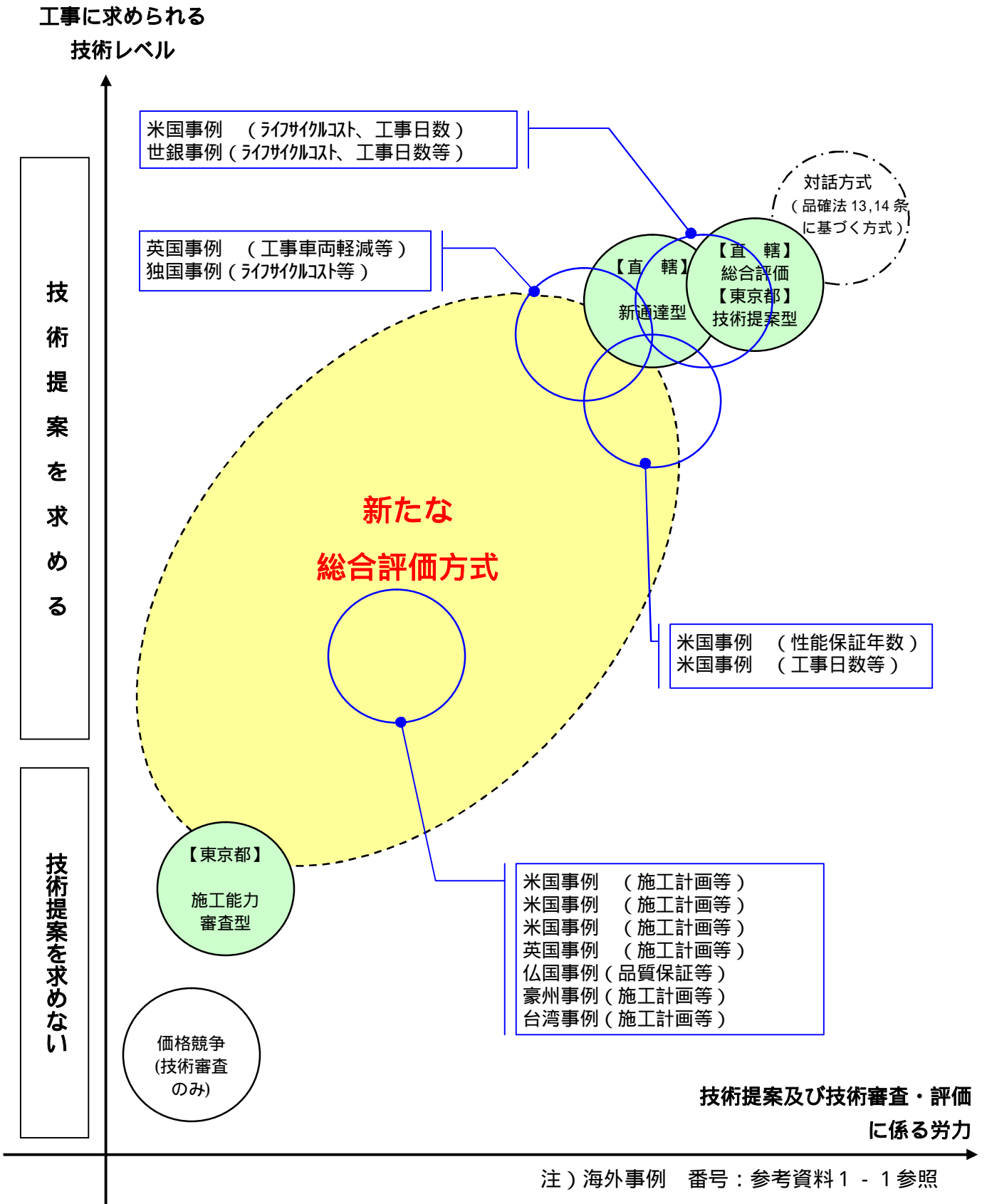


図2 各方式の位置づけと新たな総合評価方式の方向性

今後の予定

